

(単位:円)

階層区分	定 義 (税 額)	第1子以降				第2子以降			
		3歳未満児		3歳以上児		3歳未満児		3歳以上児	
		改定前	改定後	改定前	改定後	改定前	改定後	改定前	改定後
C1	前年度分市市民税均等割のみ	3,000	3,300	2,400	2,600	1,500	1,600	1,200	1,300
C2	// 所得割 5,000円未満	3,900	4,300	3,300	3,600	2,000	2,200	1,700	1,900
C3	// 所得割 5,000円以上	4,600	5,100	3,900	4,300	2,300	2,600	2,000	2,200
D1	前年分所得税 3,000円未満	5,400	6,000	4,400	4,900	2,700	3,000	2,200	2,500
D2	// 3,000円以上 15,000円未満	7,200	8,000	6,400	7,100	3,600	4,000	3,200	3,600
D3	// 15,000円以上 30,000円未満	8,600	9,500	7,500	8,300	4,300	4,800	3,800	4,200
D4	// 30,000円以上 60,000円未満	11,600	12,900	10,300	11,500	5,800	6,500	5,200	5,800
D5	// 60,000円以上 90,000円未満	15,300	17,000	12,000	13,400	8,400	9,400	6,600	7,400
D6	// 90,000円以上 120,000円未満	18,900	21,000	12,600	14,000	10,400	11,600	6,900	7,700
D7	// 120,000円以上 150,000円未満	23,400	26,100	13,600	15,200	13,600	15,200	8,200	9,200
D8	// 150,000円以上 180,000円未満	27,000	30,100	14,400	16,100	17,600	19,700	9,400	10,500
D9	// 180,000円以上 210,000円未満	28,400	31,700	14,700	16,400	18,500	20,700	9,600	10,700
D10	// 210,000円以上 240,000円未満	29,000	32,500	15,000	16,800	20,300	22,800	10,500	11,800
D11	// 240,000円以上 270,000円未満	30,300	34,000	15,800	17,700	21,200	23,800	11,100	12,500
D12	// 270,000円以上 330,000円未満	31,000	34,800	16,000	18,000	21,700	24,300	11,200	12,600
D13	// 330,000円以上 390,000円未満	32,800	36,900	16,800	18,900	22,900	25,800	11,800	13,300
D14	// 390,000円以上	33,300	37,500	17,200	19,400	23,300	26,300	12,000	13,500

固定資産税額により階層が一段階あがる場合があります。(C1~D1のみ)

保育料を改定

平均12.08%の改定率

3月分から適用

◆市の保育所の保育料が3月分から改定さ……◆
 ◆……れました。今回の改定は、月額平均千八……◆
 ◆……百九円、一二・〇八%増となります。……◆

市の保育料は、保護者の負担を軽減するため、国の保育料徴収基準額を下回った市独自の保育料を定めています。
 しかし、国の保育料徴収基準額は毎年引き上げられているので、昭和56年7月改定以来据え置いている本市と国との保育料の格差は開くばかりです。
 また、保育所運営の経費も年々増加しているため、国の基準外の措置を含め、超過負担はますます増え続けて、市の財政を強く圧迫しています。
 市では、財政の健全化を図り、国に対しては保育所運営制度の改善を強く要望する一方、多様化する住民要求の実現と保育内容の維持・充実を図るためには、どうしても保育料を改定せざるを得なくなりました。そのため市では、昨年9月からの月額平均千八百九円一二・〇八%の保育料改定となりました。
 なお、改定後の保育料は表のとおりです。

学校施設の開放

中学校に適用拡大

市では、現在小学校の体育館・グラウンドを、学校開放して、年間10日程度を開放してあります。しかし、使用申込が非常に多く、抽選するほどです。そこで、今回、中学校も開放の対象といたします。その主なものは次のとおりです。

籍(壬申戸籍)には、と
 ころによっては旧身分を記載して差別を残してきていました。このため、封建時代の古い伝統や慣習、迷信、不合理な偏見などが依然として社会のなかに生きつづけることになりました。
 一方、明治政府は、元の藩主や士族に対しては当時のお金で二億円あまりの巨額の秩祿公債や現金を支給するとともに、政府の役人につかせるなどの仕事を保障し、生活の安定策が積極的に行われ、同和地区の人たちには、人たちに何の生活保障も行われなかった

高い税金(地租)をかけ、労働者に対しては低賃金で長時間労働に従事させるとともに、そうしたことによる国民の不平不満をおさえるしくみとして再び同和地区の人たちの低賃金状態が利用されました。
 このような状況のもとで同和地区の人たちは、新たに納税、兵役、教育費負担の義務が課せられ、以前とあまり変わらない、きびしい差別と貧困のなかに放置されてきたのです。

「富国強兵」「殖産興業」などの政策をとっていましたが、これを推進するために、農民に対しては

「富国強兵」「殖産興業」などの政策をとっていましたが、これを推進するために、農民に対しては

無料法律相談

▽とき 2月23日(土) 午前10時～正午

▽ところ 市役所1階市民相談室

▽内容 金銭貸借・土地・財産などの法律問題

▽予約日 20日(水)午前9時から受付(先着4名・電話でも可)

▽申込み 秘書広報課 内線251

予 約 制

統計書を頒布

◆向日市統計書(昭和59年版)向日市の人口、経済、産業、社会、文教、行政等あらゆる分野にわたる基本的な統計資料188項目を総合的・系統的に5年間時系列比較したものです。B5判149ページ 頒布価額1100円

◆乙訓統計(昭和59年版)乙訓二市一町の行政の基本的な統計資料を45項目にわたり収録。B5判 23ページ 頒布価額 3000円

原付自転車・軽自動車などの廃車・譲渡・転出などは申告を

軽自動車税は、毎年4月1日現在で市内に原動機付自転車・軽自動車などを所有されている方に課税されます。廃車や譲渡・転出された場合は申告がないと、その後も毎年税金がかかることとなりますので必ず申告してください。

▼申告先
 ◎原動機付自転車(125cc以下のバイク)・小型特殊自動車 市役所秘書課
 ◎軽自動車(二輪・四輪) 京都府軽自動車協会(電話691-6516)
 ◎自動二輪 京都府陸運事務所(電話681-9761)

お問い合わせ

ダンボールは必ずこわして

ダンボール(みかん箱など)は、必ずこわして30cm～50cm位の大きさに切り、ポリ袋に入れるか、5cm程度の厚さに束ねて出してください。
 なお、ダンボールを束ねてなく、大きい場合は収集しないことがありますのでご注意ください。

良い出し方



(収集します)

悪い出し方



(収集しません)

乙訓統一物価調査結果表 昭和60年2月分

品目	市町別	向日市			長岡京市			大山崎町			二市一町平均
		高値	安値	平均	高値	安値	平均	高値	安値	平均	
小麦粉	日清小麦粉フラワー 1kg	240	205	220	240	208	220	231	225	228	221
食パン	6枚切 1斤	170	150	165	180	128	162	180	150	168	163
塩さけ	紅さけ 100g	458	234	331	428	163	315	380	250	283	318
牛肉	すきやき用 100g	400	228	329	500	278	360	485	320	377	351
鶏肉	ササミ 100g	175	118	143	165	118	140	150	138	145	142
きゅうり	100g	80	18	54	80	50	64	40	32	36	58
キャベツ	100g	35	6	12	18	5	10	15	6	11	11
みそ	タケヤみそ 1kg	358	275	326	410	328	360	338	320	329	343
食用油	日清サラダ油 1,650g	815	530	725	865	580	716	798	700	741	725
インスタントコーヒー	ネスカフェ黒ラベル 150g	1058	890	977	1058	958	996	1380	970	1080	1002

同和問題

明治維新と「解放令」

明治維新によって、わが国は、封建社会から近代社会への道を歩みはじめました。
 政府は、西欧近代国家に一日も早く追いつくために、「富国強兵」「殖産興業」といった政策を進めるとともに、身分制度の廃止、土地所有、居住の自由、職業選択の自由などを認めることになりました。そして、こうした一連の改革とともに、同和地区の人たちも、明

治四年、太政官布告(解放令)によって、いとお制度上の身分差別から解放されました。長い間の不当な身分差別が撤廃されたことは、たいへん意義のある出来事でした。しかし、この「解放令」は、単にべつ称を廃止し、身分と職業が平民と同様に扱われることを形式的に明らかにしたにすぎないものでした。身分階層構造の最底辺に圧迫されてきた同和地区の人たち